

役員等報酬規程

社会福祉法人 日の出福祉会

令和2年4月1日制定

令和2年7月1日制定

令和4年4月1日制定

令和5年12月22日制定

令和6年4月1日改正

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日の出福祉会(以下「当法人」という。)の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等について定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

(1) 常勤役員(常勤役員とは、当法人を主たる勤務場所として常時役員として業務に従事しているものをいう。)については、報酬及び退職金を支給する。

(2) 非常勤役員等及び職員兼務役員については、業務に応じた報酬及び退職金を支給する。

2 常勤役員及び非常勤役員等に対する退職金は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

3 当法人の理事に対する報酬等の支給額は、各年度の総額が30,000,000円を超えない範囲とする。ただし、退職金を除く。

4 当法人の監事に対する報酬等の支給額は、各年度の総額が2,000,000円を超えない範囲とする。ただし、退職金を除く。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額。

(2) 退職金については、別表2に定める額。

(3) 日当、交通費及び宿泊費については、別表3で定める額。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬、日当、交通費及び宿泊費については、別表4に定める額。

(2) 退職金については、別表5に定める額。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員(嘱託職員を含む。)を兼務(職員兼務役員)し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

但し、日当、交通費及び宿泊費は別表3で定める額を支給する。

(支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号の定めによるものとする。

- (1) 報酬については、当月末日締め翌月20日支給とする。ただし、当日が休日及び金融機関が休業日の場合はその前日とする。
 - (2) 退職金については、任期满了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号の定めによるものとする。
- (1) 報酬等については、当月末日締め翌月末日支給とする。ただし、当日が休日及び金融機関が休業日の場合はその前日とする。
 - (2) 退職金については、任期满了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に支給する。
- 3 報酬等の支払いは、銀行振込みとする。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 役員等規程(平成 29 年 6 月 22 日施行)は廃止する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 3 月 22 日に改正し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 25 日に改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表1 常勤役員の報酬(第3条関係)

役 職 名	報 酬 の 額
理事長	月額 1, 2 5 0, 0 0 0 円
専務理事	月額 8 0 0, 0 0 0 円
理事	月額 5 0 0, 0 0 0 円

別表2 常勤役員等の退職金算定式(第3条関係)

退任前の最終報酬月額×通算役員在任年数

※ 上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表3 常勤役員等の日当、交通費及び宿泊費

役 職 名	日当の額	交 通 費	宿 泊 費
理事長	5, 0 0 0 円 午後の出発、午前	別表4 非常勤役員の 交通費を準用する	実費精算とし、 下記金額を上限とする。 1 5, 0 0 0 円 但し、東京23区内は 2 0, 0 0 0 円
専務理事	帰着の場合は 2, 5 0 0 円		
職員兼務理事	日帰り出張は 2, 0 0 0 円		

1) 国内出張

2) 海外出張

区 分	該当職員	日当額	車船中泊の日当額
日当	常勤役員	1 日 10,000 円	1 日 3,000 円

区 分	条 件	該当職員	A 地区	B 地区
宿泊費	A 地区；北米、中南米、 欧豪州、アフリカ、中近 東、シンガポール、香 港、韓国、台湾 B 地区:A 地区以外の地域	常勤役員	1 泊 20,000 円 実費精算	1 泊 15,000 円 実費精算

別表4 非常勤役員等の報酬、日当、交通費及び宿泊費

(1) 報 酬 (1日当たり)

会議	該当役員等	通常開催 (WEB参加を含む)	決議の省略による 意思表示
理事会	理事会、監事	20,000円	10,000円
評議員会	評議員、監事	20,000円	10,000円

(2) 日 当 (行事参加当日1日当たり)

該当役員等	行事種別	金 額
理事、監事、評議員	法人の行事、視察、会議、研修、 監査等業務	10,000円
	海外出張	20,000円

(3) 交通費

交通手段	種 別	金 額
公共交通機関	—	実費支給 (1万円以上は領収書を添付)
私有車	燃料費	1ℓ当たり10km走行として、その時の 相場で算出
	通行料	実費支給 (1万円以上は領収書を添付)
	駐車料金	実費支給 (1万円以上は領収書を添付)

(4) 宿泊費

種 別	金 額
ア イ以外	1泊当たり15,000円を支給
イ 海外出張及び東京23区内	1泊当たり20,000円を支給

別表5 非常勤役員等及び職員兼務役員の退職金算定表(第4条関係)

非常勤役員及び職員兼務役員の退職金	20,000円×在任年数
評議員の退職金	15,000円×在任年数

※ 上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。